

調達要求番号：G26-S26-2000476359-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	EKIMU	仕様書番号	SKS-9-00048
名 称	補修／光ファイバーケーブル	防衛大臣承認年月日	—
		作 成 年 月 日	令和8年7月28日
		改 正 年 月 日	—
		沖縄基地隊管理科	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊における、補修／光ファイバーケーブルについて規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。また、引用文書に定める事項とこの仕様書に規定する内容が相違する場合には、この仕様書を優先する。

a) 引用文書

法令等

秘密保全に関する訓令（防衛省訓令第36号。19. 4. 27）

秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について（防防調第4607号。19. 4. 27）

防衛省の情報保証に関する訓令（防衛省訓令第160号。19. 9. 20）

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（防運情第9248号。19. 9. 20）

秘密保全に関する達（海上自衛隊達第16号。19. 4. 27）

海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第143号。8. 3. 27）別紙及び別冊

b) 関連文書

法令等

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

役務の内容は次による。

なお、契約の相手方は、官側に対して作業計画書を提出し、作業要領及び作業時間等を協議する。

- マンホール（MH14）内、クロージャーから掃海艇棧橋東側及び西側の光成端箱までの光ケーブル及び配管の補修を実施する。
- 作業終了後は、速やかに作業結果報告書を検査官に提出する。

c) 当日の作業終了に際しては、清掃を十分に行い、監督官の確認を受ける。

2.2 役務の対象品目及び数量等

対象品目及び数量等は、表1による。

表1－対象品目及び数量等

名 称	数量	単位	備 考
光ファイバーケーブル他	1	式	栈橋地区

2.3 部品及び数量等

部品及び数量は、表2による。

表2－部品及び数量等

番号	名 称	規格等	単位	数量	備 考
1	光ファイバーケーブル	SM-8C	m	7 5 0	栈橋東側用 (付図1)
2	光ファイバーケーブル	SM-8C	m	7 8 0	栈橋西側用 (付図1)
3	クロージャー	MJC-FH2-U	個	1	MH14内 (付図1)
4	耐候性合成樹脂可とう電線管	Φ36	m	1 8 0	付図1
5	防水プルボックス	200×200×150	個	1 0	
6	雑資材	—	式	1	配管付属品, 固定具等

2.4 履行場所

履行場所は、沖縄基地隊とする。(付図2)

2.5 期間及び時間

契約締結後から令和8年11月27日(金)の間の官側の定める期間とし、時間は0830から1645及び官側の定める時間とする。

2.6 使用材料等

この役務履行に使用する電力、器材、部品及び材料は、すべて契約の相手方手配とする。

2.7 下請負

契約の相手方は、履行に際し下請負作業をさせる場合は、下請負承認申請書を作成して監督官經由、契約担当官等へ提出し、承認を得た後下請負作業させることができる。

3 監督、検査

3.1 監督

海上自衛隊経理執務要領についてを標準とするほか、立ち合い、提出書類の確認、その他いずれかの方法により必要な監督を行う。

3.2 検査

海上自衛隊経理執務要領についてを標準とするほか、提出書類の確認により必要な監督を行う。

4 提出書類

提出書類は、表 3 のとおり。

表 3－提出書類

番号	書 類 名	部数	提 出 時 期	提出先	書 式 等
1	作業計画書	1	契約締結後速やかに	監督官	様式適宜
2	作業結果報告書	1	役務終了後速やかに	監督官	様式適宜
3	下請負承認申請書	2	必要の都度速やかに	監督官	別紙様式第 2 4 ^{a)}
4	撤去品（発生材）調書	4	役務終了後速やかに	監督官	別紙様式第 3 2 ^{a)}
5	終了届	3	役務終了後速やかに	検査官	別紙様式第 2 9 ^{a)}
注 ^{a)} 海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第 1 4 3 号。8. 3. 2 7）別紙及び別冊					

5 保全等

5.1 情報保証

情報保証は、防衛省の情報保証に関する訓令及び防衛省の情報保証に関する訓令の運用についてを適用し、契約履行期間中において訓令等が変更された場合は、官側と協議の上、可能な限り適用する。

5.2 秘密保全

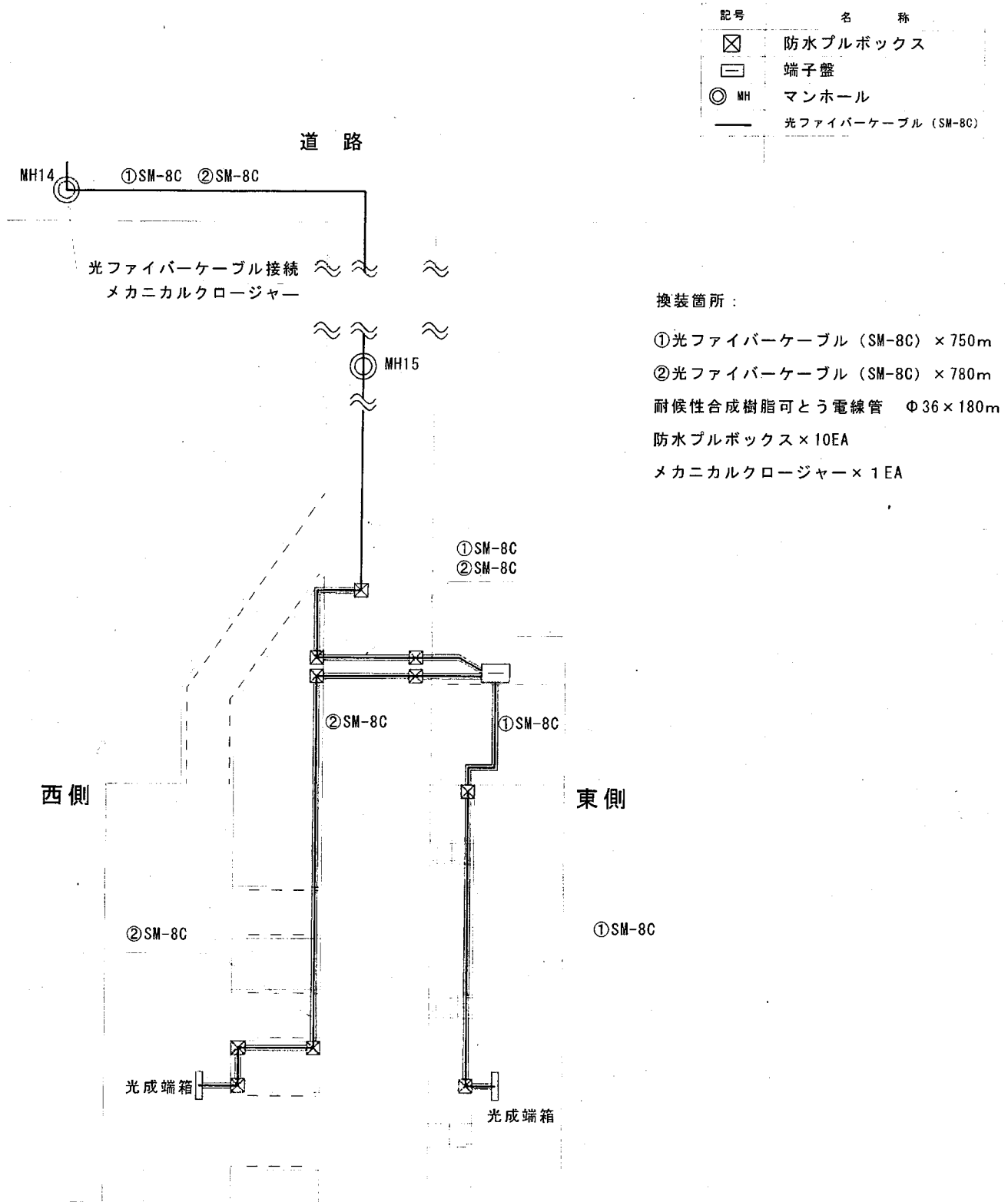
- a) この役務に従事する者は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを誓約若しくは保障できる者であること。
- b) この役務に従事する者は、役務の履行上知り得た事項について守秘義務を負い、契約履行中及び契約終了後を問わず、第三者に漏らしてはならない。
- c) 契約の相手方は、携帯型情報通信・記録機器（ノートパソコン、スマートフォン、デジタルカメラ、HDD、USBメモリを含む。）の持込み及び立入制限区域への立入が必要な場合は、秘密保全に関する訓令、秘密保全に関する訓令の解釈及び運用及び秘密保全に関する達に基づいて所定の手続きを取り、官側の許可を得る。
- d) この役務に従事する者は、監督官の許可なく資料（電子データを含む。）を複写、増刷等記録に残るような行為を行ってはならない。

6 その他必要な事項

- a) 作業管理者等の入出門、立入及びその施設内の管理事項については、履行場所の基地内の諸規則を遵守する。また、入出門及び立入の手続きについては、契約の相手方の責任において実施すること。
- b) 契約の相手方は、作業中に他の物件等に損傷を与えないよう留意し、故意又は過失による契約の相手方の責に帰すべき事由により、設備、展示物及びその他、官所有の国有財産、物品を滅失又は毀損した場合は、修補若しくはその損害を賠償しなければならない。

7 疑義事項

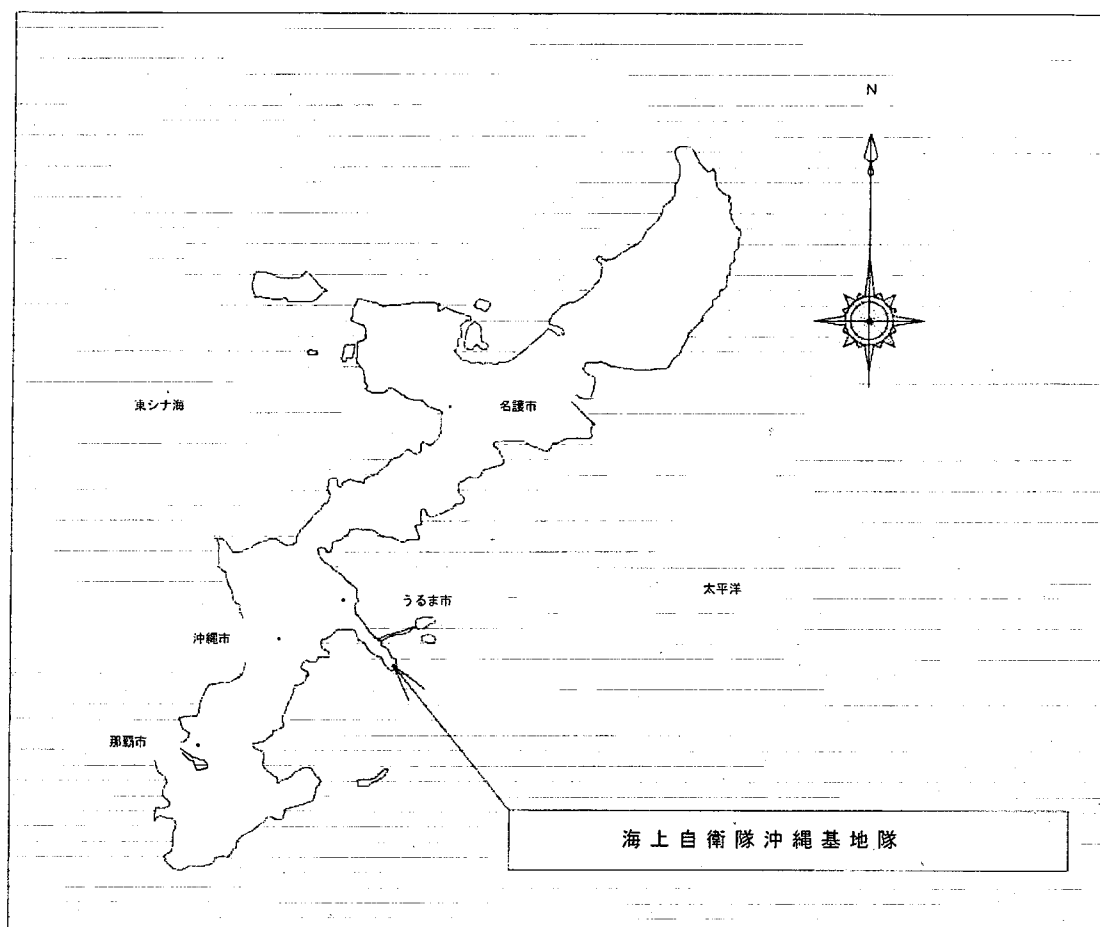
この仕様書に疑義が生じた場合は、契約の相手方は契約担当官等及び検査官並びに監督官と協議する。



沖縄基地隊 (桟橋地区)

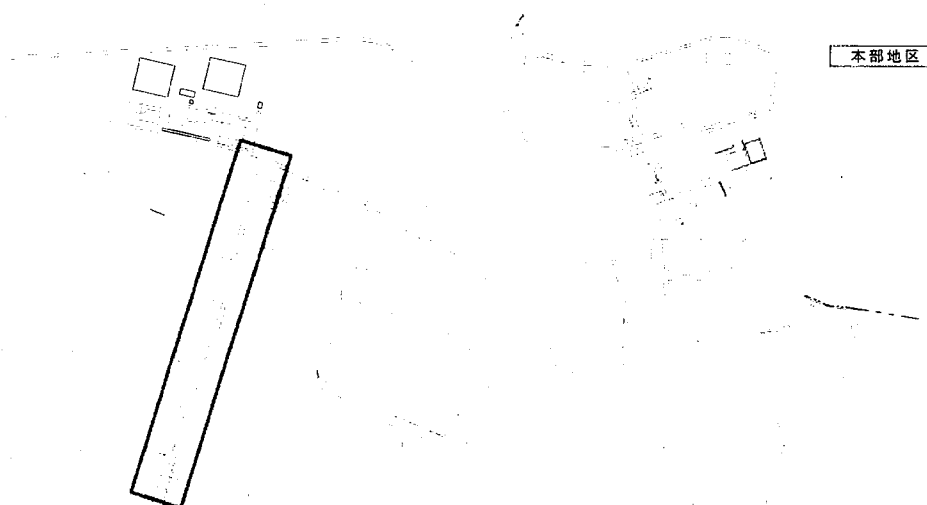
N/S

付図 1 - 光ファイバーケーブル経路図



案内図 N/S

ゲート（米軍ホワイトビーチ）



沖縄基地隊（本部・ホワイトビーチ地区）

N/S

付図2－沖縄基地隊配置図